

仕 様 書

トイレカー 1台

I 仕様書 (項) 1~8

II 応札仕様書 (項) 9~14

トイレカー仕様書

この仕様書は、徳島県（以下、「発注者」という。）が購入するトイレカーに適用する。納入機は、下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足し、操作性能が良好であって、かつ十分な耐久性のあるものとする。

1 目的

トイレカーは、災害時に上下水道をはじめとしたライフラインが途絶した場合に、被災地の指定避難所等で主に使用する。

2 納入期限

令和7年8月29日（金）

※期限にかかわらず可能な限り早期の納車に努めること。

3 納入台数

1台

4 納入場所

徳島県内で発注者が指定する場所

5 適合法令

製作は本仕様書に基づくほか、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、8ナンバー糞尿車登録時の検査に適合、承認が得られるものであること。

6 艀装条件

- (1) 被災地等で活用するため、移動が可能な車両型トイレを目的に製作するもので、その製作に使用する材質は、JIS規格及び糞尿車登録に係る各規格に基づき精選されたものを使用すること。
- (2) シャシにトイレルームトレーラー装備の車両として艀装するとともに、利用において必要となる資機材等を積載、装備すること。
- (3) 艀装後の完成品を運用するうえで、必要な自動車運転免許の種類及び条件は「準中型免許（中型車8tに限る）」で運転可能なものであること。

7 シャシ仕様

本車両に使用するシャシは、令和6年以降に製造された新規車両のキャブ付きシャシを使用し、強力かつ堅牢で車両総重量の状態において、その使用目的に十分耐え得るものであること。

(1) 型式

- ①使用する車両は、未登録車で契約日現在、国内で市販されている型式であり、概ね国内全域において、走行性能にかかる修理・点検が可能なものであること。
- ②最大積載量3 t程度のシャシを使用すること。
- ③キャブ内の運転席の位置は、進行方向に対し右側（右ハンドル）とすること。

(2) 車体の形状

シングルキャブ（ワイドキャブ）

(3) 車体の色

白色

(4) エンジン

ディーゼルエンジン

(5) ホイールベース

メーカー標準仕様

(6) 駆動方式・変則装置

4WD・AT

(7) 総排気量

2,900～5,000cc程度

(8) 最高出力

100kW以上

(9) 乗車人員

3名以上（荷台座席を除く）

(10) 電装関係

- ①トイレ部分用サブバッテリー（12V-105AH以上）
- ②外部充電装置（AC100V-DC12以上）
- ③走行充電装置（SBC）
- ④バックブザー
- ⑤エアコン（メーカー標準装備品）
- ⑥バックカメラ（ルームミラータイプ） 一式
- ⑦カーナビゲーションシステム（モニター含む） 一式
- ⑧ETC（セットアップを含む） 一式
- ⑨ドライブレコーダー（前方） 一式
- ⑩コーナーセンサー 一式

(1 1) 計器類

メーカー標準装備品のもの。

(1 2) その他装備等

①タイヤはラジアルタイヤとする。

※JATMA会員企業製品とし、製造年は最新、再生品は不可とする。

②バッテリー収納は、点検が容易にできる位置に取り付けること。

③バッテリー受台は、耐酸処理を施すこと。

④給排水等タンク取り付け及び配管設置を行うとともに、厳冬期において、同設備等が凍結しないよう凍結対策を講ずること。

⑤電気機器類は、適切な防水処理を施すこと。

⑥エンジンを停止した状態でトイレ等が使用できるよう、車両走行用とは別にトイレ部分用のバッテリーを設け、充電方法として、外部電源からの充電、ソーラーパネルからの充電、エンジンオルタネーターからの充電に対応できるよう各装置を取り付けること。

(1 3) 付属品

①スペアタイヤ 1本

②タイヤチェーン 一式

③キー (スペアキー含む)

④パワードアロック

⑤ワイヤレスドアロック

⑥フロアマット 一式

⑦標準工具 一式

⑧寒冷地仕様

⑨パワーステアリング装置

⑩ABS装置

⑪SRSエアバッグ (運転席、助手席の両席)

⑫被害軽減 (自動) ブレーキ機能

⑬パワーウィンドウ

⑭泥除け、サイドバイザー

⑮サンバイザー (運転席、助手席)

⑯LEDヘッドライト

⑰LEDフォグランプ (フロント)

⑱牽引フック

⑲輪留め

⑳停止表示器材 (板)

(1 4) その他項目は、メーカー標準仕様とする。

8 艀装仕様

艀装形態は、災害用トイレカーとしての機能を満たし、かつ内装設計に準じたものとし、製作に使用する全ての材質は精選された耐久性に富むものを使用すること。

(1) 完成車両寸法

全長 7,100mm ± 200mm 程度

全幅 2,200mm ± 200mm 程度

全高 3,200mm ± 200mm 程度

なお、当該寸法の範囲と異なる場合には、事前に発注者の承諾を受けること。

(2) 車両全般の艀装

- ①艀装材料の厚さは、側板 2.0mm 以上とすること。
- ②車両側板の周辺及びステップの端部周辺は折り曲げる構造とすること。
- ③運転席の室内外に使用する装備等は、メーカー標準装備のもの又は同等以上の性能を有するものであること。
- ④乗車人員の乗降時の安全に必要なステップ及び握り棒等を設けること。
- ⑤ステップ類はすべてステンレス縞板等の堅牢な素材を使用すること。
- ⑥ステンレス材等を直接骨材、外板等に取付ける場合は、水の侵入を防ぐため、外周にコーキング加工を施すこと。
- ⑦ボルト、ナット類はステンレス製のものを使用すること。
- ⑧艀装部分などで角があり危険な場所についてはバリ取りを行うこと。

(3) キャブ内の艀装

- ①走行時において、乗車人員の安全に必要な手すり等安全带を設けること。
- ②ルームライトは車両標準装備のものとする。
- ③バッテリー、外部充電装置、走行充電装置、ファイル書類等を収納するボックスについては、容易に操作できる箇所に取り付けること。また、走行充電装置は、充電満了時の連続使用時間 5～6 時間を満たすものとし、更にキャブ内もしくは荷室内部に予備電源設置箇所を設けるものとする。

(4) 荷室

側板を除く内装部で荷室（トイレ架装部）は、次の寸法を確保すること。

全長 5,000mm ± 200mm

全幅 2,100mm ± 200mm

全高 2,000mm ± 200mm

なお、当該寸法の範囲と異なる場合には、事前に発注者の承諾を受けること。

(5) トイレ室内装及び便器

- ①トイレ室の配置設計は、男性用、女性用、多機能用に区分したうえで、各室にドアを設置し、室内用途別に間仕切りを設置すること。

- ②各個室便所及び通路は、使用するために支障のない面積を有すること。また、多機能用トイレについては、車いす利用者及びその補助者等が使用するために十分な面積を有すること。
- ③便器は陶器製又は同等以上の製品で、水洗式の小便器、大便器、及びオストメイト便器とし、各大便器には逆流防止機能を設けること。また、設置個数は以下の個数以上とすること。
 - ア 男性用 小便器：1 大便器：2
 - イ 女性用 大便器：2
 - ウ 多機能用 大便器：1 オストメイト便器：1
- ④大便器設置の各室には、適切な位置にトイレットペーパーホルダー、小物収納棚、擬音装置、手摺り、除菌液ホルダーを取り付けるとともに各扉に施錠機能を設けること。
- ⑤多機能用のトイレ室内にはベビーキープ、おむつ交換台及び車いす用補助アームを各1基ずつ設置すること。
- ⑥大便器は全て洋式便座（温水洗浄便座）とすること。
- ⑦区分室内の余剰部に各1基の手洗い機器を設置すること。なお、大便器は全て手洗い付きとすることでこれに代えることも可とする。
- ⑧LED照明設備（7箇所以上）を適切な位置に設置すること。
- ⑨各個室に非常用ボタンを設置すること。（連動して点灯する警告灯の設置を含む）
- ⑩多機能用のトイレ室内にはエアコンを設け、外部AC100Vを入力することで作動できるようにすること。

（6）車体側面及び車体後部

- ①男性用出入口として、車体側面に扉を設け、堅牢で水密な構造、施錠可能なものを取り付けること。
- ②女性用出入口として、男性用出入口の反対側面に扉を設け、堅牢で水密な構造、施錠可能なものを取り付けること。
- ③多機能用出入口として、車体側面又は車体後部に扉を設け、堅牢で水密な構造、施錠可能なものを取り付けること。
- ④各出入口に昇降用階段を用意すること。
- ⑤昇降時の安全性配慮のため、出入口部に手すりを取り付けること。
- ⑥車体後部に、車いす利用者をはじめとした要配慮者を安全に昇降させるための電動リフトを設置すること。また、電動リフトはシャシ内部に格納できること。

（7）車体上部

- ①荷室上部に換気扇を3箇所以上、適切な位置に設けること。
- ②予備電力確保のため、充電用ソーラーパネルを設けること。

(8) 車体下部

- ①給水用タンク補充用の給水口を設置すること。
- ②水道用のポンプを設置すること。
- ③排水用タンク処理用の排水口を設けること。また、排水できない状況も考慮し、排水用タンクには汲み取り口を設けること。
- ④上記のほか、トイレ等の使用において、必要となる配管類を設けること。

(9) 給水用タンク

トイレ水洗及び手洗い用の水補給用として、FRP製の貯水タンク（700L以上）を車両に取り付けること。

(10) 給水口

給水車等から直接給水できる口径とし、アタッチメント等を取り付けることで対応できる場合はこれも可とする。

(11) 水道用ポンプ

- ①水道用ポンプは、受注者仕様を基本とし、車内貯水槽からの送水ポンプ1基、外部送水1基を設置すること。
- ②動力伝導機構は、受注者仕様を基本とする。

(12) 中継用水中ポンプの用意

断水等による水道からの通水不可の事態に備え、中継のための水中ポンプ（ホース含む一式）を別に用意し、車内に搭載すること。

(13) 排水用タンク

汚水等の一時蓄積用として、FRP製のタンク（960L以上）を車両に取り付けること。また、タンク内の状況が確認できるよう、確認窓に目盛り等を付けること。

(14) 排水口

排水用タンク内の汚水処理用の汲取口及び強制排水口（ドレーンホース含む一式）を設置すること。

(15) その他の艀装

- ①燃料給油口は、給油が容易な位置に設けること。
- ②各収納ボックス・棚は、艀装が可能な範囲で最大とすること。
- ③ボックス、ステップ、床等で水が滞留する恐れのある箇所には、適当な大きさの水抜き口を設けること。

(16) 塗装（ラッピング）

車両全体に施工する。デザイン等の詳細は、協議の上決定する。

9 保証

- (1) 保証期間は、納入の日から1年間とする。ただし、保証期間に関わらず、設計不良、工作不良に起因する不具合が発生した場合は、無償にて補修、部品の取替を速やかに行うこととする。
- (2) 上記期間に関わらず、製造会社等が別に定めた保証期間が1年以上にわたる場合は、それを適用する。
- (3) 完成品の納入後1年以内に受注者の責任と負担において、適切な点検を実施すること。

10 取扱説明

車両の操作及び取付品、付属品等の取扱い説明を実施すること。なお、実施日等については別途協議すること。

11 諸手続き等

以下の手続きを受注者が代行すること。

- (1) トイレカーは糞尿車登録とすること。
- (2) 予備検査や運輸支局の新規登録検査等の必要な検査は、受注者がその手続き等の一切を代行するものとする。
- (3) 自動車リサイクル料金は、車両の販売価格に含むものとする。
- (4) 納入までに要する経費は、受注者の負担とする。ただし、自動車損害賠償責任保険及び自動車重量税は除く。
- (5) 自動車保管場所証明申請書における住所地は、発注者から別途指示する。

12 提出書類

- (1) 契約締結後、速やかに次の図書を提出し、発注者の承諾を得て、製作に取り掛かること。また、車両作成に当たっては、発注者と受注者とで予め十分に打合せを行い、確認・調整を行うこと。

- ①製作工程表
- ②概要図
- ③荷室内装図面
- ④寸法入りシャシ図面（カタログ等）
- ⑤シャシ及びエンジン諸元表（カタログ等）
- ⑥その他、発注者が指示するもの

- (2) 完成納入にあたっては、次の図書を提出すること。

- ①納品書
- ②概要図

- ③取扱説明書
- ④車両保証書
- ⑤自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し
- ⑥その他、発注者が指示するもの

1.3 その他の留意事項

- (1) 納入時車両の燃料タンクを満タンとすること。
- (2) 各部の清掃手入れを実施の上、発注者へ納入すること。
- (3) 完成車両の回送費用、試験及び技術指導等に関する費用については、全て受注者が負担すること。
- (4) 艀装及び車両の移動にあたっては、事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合には、速やかに発注者に連絡するとともに、その被害の一切の責任を受注者が負うこと。
- (5) 受注者が、発注者の確認又は指示を受けずに施工した結果、当該仕様と異なるため、修正を求められた場合は、受注者の責任と負担により実施すること。
- (6) この仕様でない事項については、発注者との協議の上、決定するものとする。

応札仕様書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住所

商号

代表者役職・氏名

担当者名

連絡先電話番号

ファクリシミリ

E-mail

徳島県が行う「トイレカー 1台」の入札については、次のとおり応札します。

1 品名及び台数

名称	数量	備考
トイレカー	1台	

2 車両仕様等

メーカー	車種	型番	カタログの有無

項目	基本性能・条件	可否欄	応札機種等の仕様	判定欄
適合法令	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に適合し、8ナンバー糞尿車登録時の検査に適合、承認が得られるものであること			
艀装条件	製作に使用する材質は、JIS規格及び糞尿車登録に係る各規格に基づき精選されたものを使用すること			
	シャシにトイレルームトレーラー装備の車両として艀装するとともに、利用において必要となる資機材等を積載、装備すること			
	必要な自動車運転免許の種類及び条件は「準中型免許(中型車8tに限る)」で運転可能なものであること			

注1「可否欄」には、対応可能な場合には○、対応できない場合には×を記入すること。

注2「判定欄」には記入しないこと。

項目	基本性能・条件	可否欄	応札機種等の仕様	判定欄
型式	令和6年以降に製造された新規車両のキャブ付きシャシ			
	未登録車で契約日現在、国内で市販されている型式であり、概ね国内全域において、走行性能にかかる修理・点検が可能なもの			
	最大積載量3t程度			
	運転席の位置は、進行方向に対し右側(右ハンドル)			
車体の形状	シングルキャブ(ワイドキャブ)			
車体の色	白色			
エンジン	ディーゼルエンジン			
ホイールベース	メーカー標準仕様			
駆動方式・変則装置	4WD・AT			
総排気量	2,900~5,000cc程度			
最高出力	100kW以上			
乗車人員	3名以上(荷台座席を除く)			
電装関係	トイレ部分用サブバッテリー(12V-105AH以上)			
	外部充電装置(AC100V-DC12 以上)			
	走行充電装置(SBC)			
	バックブザー			
	エアコン(メーカー標準装備品)			
	バックカメラ(ルームミラータイプ) 一式			
	カーナビゲーションシステム(モニター含む) 一式			
	ETC(セットアップを含む) 一式			
	ドライブレコーダー(前方) 一式			
コーナースエンサー 一式				
計器類	メーカー標準装備品			
その他	タイヤはラジアルタイヤとする ※JATMA会員企業製品とし、製造年は最新、再生品は不可			
	バッテリー収納は、点検が容易にできる位置に取り付けること			
	バッテリー受台は、耐酸処理を施すこと			
	給排水等タンク取り付け及び配管設置を行うとともに、厳冬期において、同設備等が凍結しないよう凍結対策を講ずること			
	電気機器類は、適切な防水処理を施すこと			
	車両走行用とは別にトイレ部分用のバッテリーを設け、充電方法として、外部電源からの充電、ソーラーパネルからの充電、エンジンオルタネーターからの充電に対応できるよう各装置を取り付けること			

注1「可否欄」には、対応可能な場合には○、対応できない場合には×を記入すること。

2「判定欄」には記入しないこと。

項目	基本性能・条件	可否欄	応札機種等の仕様	判定欄
付属品	スペアタイヤ 1本			
	タイヤチェーン 一式			
	キー(スペアキー含む)			
	パワードアロック			
	ワイヤレスドアロック			
	フロアマット 一式			
	標準工具 一式			
	寒冷地仕様			
	パワーステアリング装置			
	ABS装置			
	SRSエアバッグ(運転席、助手席の両席)			
	被害軽減(自動)ブレーキ機能			
	パワーウィンドウ			
	泥除け、サイドバイザー			
	サンバイザー(運転席、助手席)			
	LEDヘッドライト			
	LEDフォグランプ(フロント)			
	牽引フック			
輪留め				
停止表示器材(板)				
完成車両寸法	全長 7,100mm ±200mm 程度			
	全幅 2,200mm ±200mm 程度			
	全高 3,200mm ±200mm 程度			
車両全般の艤装	艤装材料の厚さは、側板2.0mm 以上とすること			
	車両側板の周辺及びステップの端部周辺は折り曲げる構造とすること			
	運転席の室内外に使用する装備等は、メーカー標準装備のもの又は同等以上の性能を有するものであること			
	乗車人員の乗降時の安全に必要なステップ及び握り棒等を設けること			
	ステップ類はすべてステンレス縞板等の堅牢な素材を使用すること			
	ステンレス材等を直接骨材、外板等に取付ける場合は、水の侵入を防ぐため、外周にコーキング加工を施すこと			
	ボルト、ナット類はステンレス製のものを使用すること			
艤装部分などで角があり危険な場所についてはバリ取りを行うこと				
キャブ内の艤装	乗車人員の安全に必要な手すり等安全帯を設けること			
	ルームライトは車両標準装備のもの			
	バッテリー、外部充電装置、走行充電装置、ファイル書類等を収納するボックスについては、容易に操作できる箇所に取り付けること			
	走行充電装置は、充電満了時の連続使用時間5～6時間を満たすものとし、更にキャブ内もしくは荷室内部に予備電源設置箇所を設けるものとする			

注1「可否欄」には、対応可能な場合には○、対応できない場合には×を記入すること。

2「判定欄」には記入しないこと。

項目	基本性能・条件	可否欄	応札機種等の仕様	判定欄
荷室	側板を除く内装部で荷室(トイレ架装部)は、次の寸法を確保すること			
	全長 5,000mm ±200mm			
	全幅 2,100mm ±200mm			
	全高 2,000mm ±200mm			
トイレ室内装及び便器	トイレ室の配置設計は、男性用、女性用、多機能用に区分したうえで、各室にドアを設置し、室内用途別に間仕切りを設置すること			
	各個室便所及び通路は、使用するために支障のない面積を有すること。また、多機能用トイレについては、車いす利用者及びその補助者等が使用するために十分な面積を有すること			
	便器は陶器製又は同等以上の製品で、水洗式の小便器、大便器、及びオストメイト便器とし、各大便器には逆流防止機能を設けること。また、設置個数は以下の個数以上とすること。 ア 男性用 小便器:1 大便器:2 イ 女性用 大便器:2 ウ 多機能用 大便器:1 オストメイト便器:1			
	大便器設置の各室には、適切な位置にトイレトーパーホルダー、小物収納棚、擬音装置、手摺り、除菌液ホルダーを取り付けるとともに各扉に施錠機能を設けること			
	多機能用のトイレ室内にはベビーキープ、おむつ交換台及び車いす用補助アームを各1基ずつ設置すること			
	大便器は全て洋式便座(温水洗浄便座)とすること			
	区分室内の余剰部に各1基の手洗い機器を設置すること。なお、大便器は全て手洗い付きとすることでこれに代えることも可			
トイレ室内装及び便器	LED照明設備(7箇所以上)を適切な位置に設置すること			
	各個室内に非常用ボタンを設置すること。(連動して点灯する警告灯の設置を含む)			
	多機能用のトイレ室内にはエアコンを設け、外部AC100Vを入力することで作動できるようにすること			

注1「可否欄」には、対応可能な場合には○、対応できない場合には×を記入すること。

2「判定欄」には記入しないこと。

項目	基本性能・条件	可否欄	応札機種等の仕様	判定欄
車体側面及び車体後部	男性用出入口として、車体側面に扉を設け、堅牢で水密な構造、施錠可能なものを取り付けること			
	女性用出入口として、男性用出入口の反対側に扉を設け、堅牢で水密な構造、施錠可能なものを取り付けること			
	多機能用出入口として、車体側面又は車体後部に扉を設け、堅牢で水密な構造、施錠可能なものを取り付けること			
	各出入口に昇降用階段を用意すること			
	昇降時の安全性配慮のため、出入口部に手すりを取り付けること			
	車体後部に、車いす利用者をはじめとした要配慮者を安全に昇降させるための電動リフトを設置すること。また、電動リフトはシャシ内部に格納できること			
車体上部	荷室上部に換気扇を3箇所以上、適切な位置に設けること			
	予備電力確保のため、充電用ソーラーパネルを設けること			
車体下部	給水用タンク補充用の給水口を設置すること			
	水道用のポンプを設置すること			
	排水用タンク処理用の排水口を設けること。また、排水できない状況も考慮し、排水用タンクには汲み取り口を設けること			
	上記のほか、トイレ等の使用において、必要となる配管類を設けること			
給水用タンク	トイレ水洗及び手洗い用の水補給用として、FRP製の貯水タンク(700L以上)を車両に取り付けること			
給水口	給水車等から直接給水できる口径とし、アタッチメント等を取り付けることで対応できる場合はこれも可とする			
水道用ポンプ	受注者仕様を基本とし、車内貯水槽からの送水ポンプ1基、外部送水1基を設置すること			
中継用水中ポンプ	断水等による水道からの通水不可の事態に備え、中継のための水中ポンプ(ホース含む一式)を別に用意し、車内に搭載すること			
排水用タンク	汚水等の一時蓄積用として、FRP製のタンク(960L以上)を車両に取り付けること。また、タンク内の状況が確認できるよう、確認窓に目盛り等を付けること			
排水口	排水用タンク内の汚水処理用の汲取口及び強制排水口(ドレーンホース含む一式)を設置すること			
その他の艙装	燃料給油口は、給油が容易な位置に設けること			
	各収納ボックス・棚は、艙装が可能な範囲で最大とすること			
	ボックス、ステップ、床等で水が滞留する恐れのある箇所には、適当な大きさの水抜き口を設けること			
塗装(ラッピング)	車両全体に施工する。デザイン等の詳細は、協議の上決定する			

注1「可否欄」には、対応可能な場合には○、対応できない場合には×を記入すること。

2「判定欄」には記入しないこと。

納入期限:令和7年8月29日(金)

※期限にかかわらず可能な限り早期の納車に努めること。

納入場所:徳島県内で発注者が指定する場所

特記事項

1 保証

(1)保証期間は、納入の日から1年間とする。ただし、保証期間に関わらず、設計不良、工作不良に起因する不具合が発生した場合は、無償にて補修、部品の取替を速やかに行うこととする。

(2)上記期間に関わらず、製造会社等が別に定めた保証期間が1年以上にわたる場合は、それを適用する。

(3)完成品の納入後1年以内に受注者の責任と負担において、適切な点検を実施すること。

2 取扱説明

車両の操作及び取付品、付属品等の取扱い説明を実施すること。なお、実施日等については別途協議すること。

3 諸手続き等

以下の手続きを受注者が代行すること。

(1)トイレカーは糞尿車登録とすること。

(2)予備検査や運輸支局の新規登録検査等の必要な検査は、受注者がその手続き等の一切を代行するものとする。

(3)自動車リサイクル料金は、車両の販売価格に含むものとする。

(4)納入までに要する経費は、受注者の負担とする。ただし、自動車損害賠償責任保険及び自動車重量税は除く。

(5)自動車保管場所証明申請書における住所地は、発注者から別途指示する。

4 提出書類

(1)契約締結後、速やかに次の図書を提出し、発注者の承諾を得て、製作に取り掛かること。また、車両作成に当たっては、発注者と受注者とで予め十分に打合せを行い、確認・調整を行うこと。

①製作工程表

②概要図

③荷室内装図面

④寸法入りシャシ図面(カタログ等)

⑤シャシ及びエンジン諸元表(カタログ等)

⑥その他、発注者が指示するもの

(2)完成納入にあたっては、次の図書を提出すること。

①納品書

②概要図

③取扱説明書

④車両保証書

⑤自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し

⑥その他、発注者が指示するもの

5 その他の留意事項

(1)納入時車両の燃料タンクを満タンとすること。

(2)各部の清掃手入れを実施の上、発注者へ納入すること。

(3)完成車両の回送費用、試験及び技術指導等に関する費用については、全て受注者が負担すること。

(4)艀装及び車両の移動にあたっては、事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合には、速やかに発注者に連絡するとともに、その被害の一切の責任を受注者が負うこと。

(5)受注者が、発注者の確認又は指示を受けずに施工した結果、当該仕様と異なるため、修正を求められた場合は、受注者の責任と負担により実施すること。

(6)この仕様でない事項については、発注者との協議の上、決定するものとする。